

第3次あいとぴあレインボープラン

(狛江市地域福祉計画)

平成 24 年 3月

狛 江 市

目次

1 はじめに	1
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画の期間	3
2 現行計画の進捗評価	5
(1) 基本視点1 サービス利用者の立場の尊重	5
(2) 基本視点2 自立支援のための福祉サービスの充実	8
(3) 基本視点3 市民参画による地域づくり	10
(4) 基本視点4 総合的支援のための体制整備	11
(5) 基本視点5 バリアフリーのまちづくり	13
(6) 基本視点6 地域福祉推進の基盤整備	15
3 地域福祉を取り巻く現況	17
(1) 日々の生活での悩みや不安、住んでいる地域の問題や課題	17
(2) 住民同士の自主的なささえあい、たすけあい	18
(3) 相談体制	19
(4) 情報提供	21
(5) 災害時の支援体制	22
(6) サービス提供事業者との連携	23
(7) 地域福祉を推進するために優先して取り組むべきこと	23
(8) 地域福祉を充実するための市民と行政との関係	24
4 基本理念	25
5 施策の体系	26
6 重点施策	27
7 施策の方向	28
7-1 サービス利用者の立場の尊重	28
(1) 情報提供の充実	28
(2) 相談体制の充実	29
(3) 苦情解決、権利擁護の推進	30
7-2 自立支援のための福祉サービスの充実	31
(1) ニーズに応じたサービスの提供	31
(2) 支援が必要な人への対応	32
(3) サービスの質の確保	33

7-3 市民主体による福祉コミュニティづくり	34
(1) 交流活動の活発化	34
(2) 地域福祉活動の推進	35
(3) ボランティア・市民活動の推進	36
7-4 誰もが暮らしやすいまちづくり	37
(1) 福祉意識の醸成	37
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	38
(3) 防災・防犯体制の充実	39
8 計画の推進方法	41
(1) 市民福祉推進委員会による進捗状況の管理	41
(2) 市民への計画進捗状況の報告	41
(3) 庁内及び関係機関との事業や施策の調整	41
9 資料	42
(1) 狛江市市民福祉推進委員会名簿	42
(2) 策定経過	43

1 はじめに

(1) 計画策定の背景と目的

少子高齢化や核家族化の進行等により、子育て家庭、障がいのある人、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など、何らかの支援を必要とする人は増加しています。

一方、生活様式や価値観の多様化による福祉サービスに対するニーズの多様化に加えて、いじめやストレスによる自殺、ドメスティック・バイオレンス※、虐待、ひきこもり、自殺、ニートといった新たな社会問題が頻繁に見られるようになるなど、福祉のあり方も大きく変えていかなければならない状況にあります。

また、平成 23 年3月に発生した東日本大震災では、地域でのささえあいやたすけあい、また普段からの人と人とのつながりの大切さを改めて実感することとなりました。

今後は、すべての市民が年齢や障がいの有無、社会的な立場、性別などに関わらず、その人らしく安心して暮らし続けられるよう、市、サービス事業者、関係機関等の連携による福祉サービスの適切な利用の促進と質の向上、福祉ニーズに対応したサービス提供基盤の整備が求められます。

さらに、自治会や町内会等の地域組織、各種団体、ボランティアなどの多様な組織が有機的に協働し、身近な地域でさまざまな福祉課題の解決に向けた取り組みを進めていくことも必要です。

社会福祉基礎構造改革のもと、平成 12 年に改正された「社会福祉法」では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして、『地域福祉の推進』を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、福祉施策や市民による地域福祉活動を総合的に展開することを求めています。

狛江市では、すべての市民が生涯にわたり人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会の実現をめざして、全国に先駆けて「狛江市福祉基本条例」を平成6年に制定しました。その後、狛江市独自の福祉環境整備基準を設けるなど、高齢者や障がいのある人を含むすべての市民が、安心して快適に利用できるよう、公共的建築物に対して必要な措置を講じるよう指導・助言を行ってきました。

※ドメスティック・バイオレンス

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。近年では、同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

しかし、これまでの高齢者や障がいのある人等の移動困難者の障壁を取り除く「バリアフリー」の考え方から、誰もが利用しやすい生活環境づくりをめざした「ユニバーサル社会づくり」の推進が提唱されるとともに、地域でのささえあいの推進などより一層のユニバーサル社会づくりも必要となっています。

このような社会状況の変化を反映させるとともに、さらなる福祉のまちづくりを推進するため、平成 24 年3月に狛江市福祉基本条例を改正しました。

狛江市福祉基本条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき、市、市民及び事業者（社会福祉協議会等の民間福祉団体、町内会等の地域組織及びその他の団体を含む。以下同じ。）それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民福祉に関する施策の基本となる事項を定め、総合的な福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（市民福祉の基本理念）

第3条 すべての市民は、生涯にわたり人間性が尊重され、住みなれた地域で、自立して主体的かつ個性的に生活することを等しく保障されなければならない。

2 市、市民及び事業者は、それぞれの役割と責務を連携、協働して果たし、豊かな福祉社会の実現に努めなければならない。

（権利と責務）

第 12 条 すべての市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら、又は相互に協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 （略）

一方、狛江市では、「人がやさしい、人にやさしい、あいとぴあ狛江」を基本理念として、すべての市民が地域の中で豊かな生活が過ごせるまちづくりをめざし、「第2次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)」を平成 14 年3月に策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

その後、次世代育成支援対策推進法や障害者自立支援法の施行、介護保険法や障害者基本法の改正など、福祉をめぐる制度が大きく変化している中で、分野ごとの施策の推進とともに、地域福祉の重要性は高まってきています。

これらを踏まえ、ささえあい、たすけあいを基調に、すべての市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、市民等との協働のもとに地域福祉を推進することを目的とした「第3次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)」を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定されている市町村地域福祉計画に該当します。

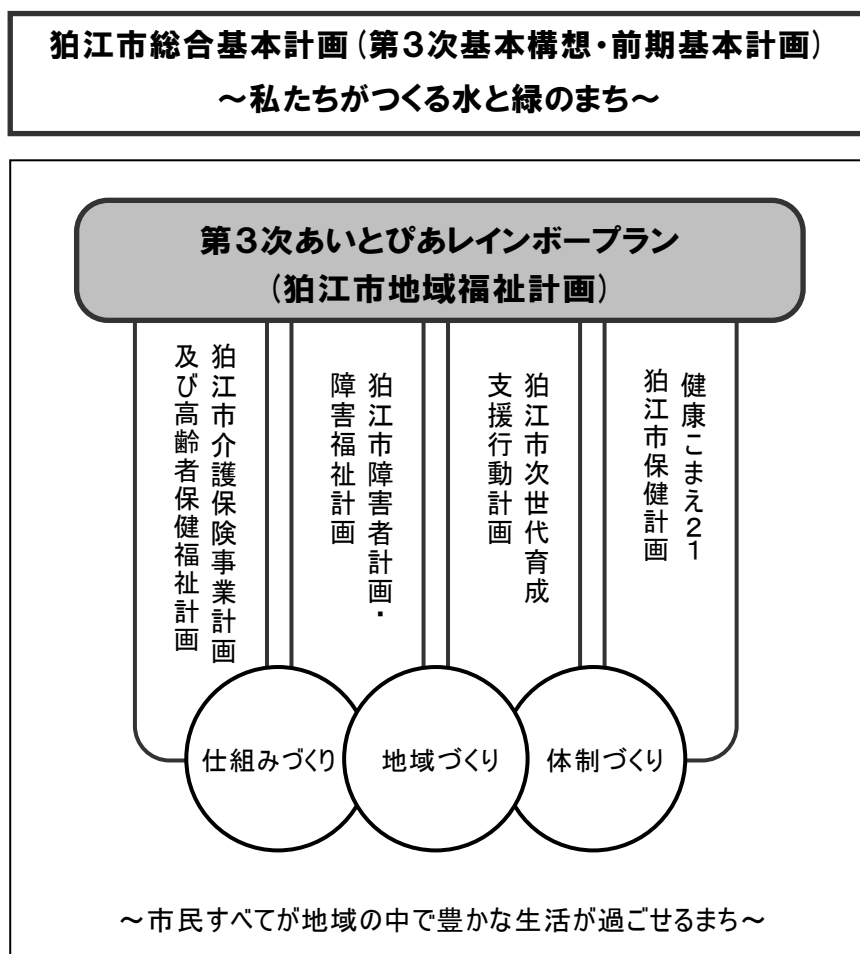
また、まちづくりの最上位計画として平成 22 年3月に策定された「狛江市第3次基本構想・前期基本計画」における基本政策「活気と優しさがあふれる地域社会」、政策「子育て・福祉・健康づくり」、施策大項目「いきいきと過ごせるまち」にある『地域福祉の充実』を具体化する計画となります。

さらに、福祉に関わる対象者別計画(狛江市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、狛江市障害者計画・障害福祉計画、狛江市次世代育成支援行動計画、健康こまへ 21(狛江市保健計画))をつなぎ、各施策が地域で円滑に推進されるよう、共通する理念や取り組みを総合的・横断的に推進する計画であり、市民、自治会・町内会等の地域組織、各種団体、社会福祉協議会、サービス事業者、企業、行政等が協働して、地域福祉を推進していく指針となります。

(3) 計画の期間

本計画は、計画期間を平成 24 年度から 28 年度までの5か年とします。ただし、関連する他の計画との整合や社会情勢及び法改正の状況等を踏まえ、計画内容の必要な見直しを行います。

図 1 狛江市地域福祉計画の位置づけ(概念図)



2 現行計画の進捗評価

自己評価の凡例： 施策の方向性(目標)に対して達成できた「○」
 取り組みを進めているが目標までは達していない「△」
 取り組みができていない「×」

(1) 基本視点1 サービス利用者の立場の尊重

施策の方向性① 福祉基本条例の見直し		
方向性	国、都の動向を踏まえて、「狛江市福祉基本条例」を改正し、市の地域福祉に関する理念と施策の方向性を定め、市民、事業者、行政がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携して計画の推進にあたります。 - 条例の見直しにあたっては、サービス利用者の立場の尊重という観点から、サービス提供事業者の苦情対応、情報開示等の義務化を検討します。	
自己評価	- ユニバーサルデザイン※の理念にもとづき、高齢者や障がいのある人を含むすべての人が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、第2章「公共的建物等の高齢者等への配慮」の条例改正を行った。 - サービス提供事業者の苦情対応、情報開示等の義務化については改正を行っていない。	△

施策の方向性② 適切なサービス利用のできる情報提供体制の構築		
方向性	- 市民がさまざまな情報の中から、最も自分にふさわしい福祉サービスを選択できるようにするためには、情報提供体制を整備・充実させることが重要です。また、こうした体制が整備されることは、市民のボランティア等の活動を活発化することにもつながります。 - そこで、広く市民に情報が行き渡るよう、福祉に関する情報の透明性の確保、情報提供体制の整備・充実を図ります。	

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、より多くの人が使いやすい施設、製品、環境、サービス等のデザインのこと。

(つづき)

自己評価	・ 関連団体の協力のもと、基本的に市役所が一元的に行っている。 ・ 情報提供・相談窓口の一元化を図るため総合相談窓口（平成7～17年）を設置したが、制度改正や専門性が高まったことから、各部門が専門相談員等の活用や身近な場所での体制を整備した。 【高齢者】地域包括支援センターの設置 【子育て】子ども家庭支援センター設置、保育園・児童館等での相談・情報交換 【障がい】障害者福祉センターの設置	○
------	---	---

施策の方向性③ 苦情解決の仕組みづくり

方向性	・ 市民が求める福祉ニーズは、一人ひとり異なっており、サービス提供者はこうした多様な要望に応えていくことが必要です。 ・ サービス利用者から、提供されるサービスへの苦情が申立てられた場合には、サービス内容を公正に評価した上で、必要な改善をしていく仕組みを構築します。	
自己評価	・ 福祉サービスの利用援助、成年後見制度※の利用相談、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力の不十分な者の権利擁護相談などの福祉サービスの利用者に対する支援を総合的かつ一体的に実施するための体制を整備した。 ・ 介護保険法、障害者自立支援法の制度の中にも苦情受付、解決の仕組みが盛り込まれている。	○

施策の方向性④ 第三者サービス評価の仕組みづくり

方向性	・ サービス利用者が良質なサービスを受けられるよう、事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、サービス内容を公正に評価する第三者評価機関の設置を検討します。	
自己評価	・ 福祉サービス提供事業者が福祉サービス第三者評価※機関の評価を受審することに対して補助を実施し、第三者評価の普及、浸透を図っている。	△

※成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）を保護するための制度のこと。

※福祉サービス第三者評価

サービス利用者が質の高いサービスを選択できるよう、サービス事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。

施策の方向性⑤ サービス利用者の権利と利益の保護		
方向性	- 契約にもとづく制度では、利用者の権利と利益を守る仕組みが整備されている必要があります。 - 成年後見制度や認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない人を対象とした地域福祉権利擁護事業とともに、より身近な地域で、サービス利用に関して援助を必要とする人すべてを対象として、利用者の権利と利益を守ることのできる体制を構築します。	
自己評価	- 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力の不十分な者の権利擁護相談などの福祉サービスの利用者に対する支援を総合的かつ一体的に実施するための体制を整備した。 - 調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市共同で多摩南部成年後見センターを設置し、自ら成年後見制度を利用できない人への支援を行っている。	○

施策の方向性⑥ サービスの質の確保		
方向性	- 市民が適切で質の高い福祉サービスを選択し、利用していく仕組みを構築することが求められています。 - 市は福祉サービスに関する基準を策定するとともに、福祉サービス提供者のサービスの質をチェックし、福祉サービス水準の維持・向上を図ります。	
自己評価	福祉サービス提供事業者が福祉サービス第三者評価機関の評価を受審することに対して補助を実施しているものの、市として福祉サービス提供者のサービスの質をチェックする仕組みは導入されていない。	△

(2) 基本視点2 自立支援のための福祉サービスの充実

施策の方向性① 新たな福祉サービスの開発と充実		
方向性	- 市民すべてが、いつでも、どこでも福祉サービスを利用できる体制づくりが求められています。 - 多様化、増加するニーズに対応できるよう、福祉サービスの提供者の多様化を図るとともに、利用者本位の観点から、既存のサービスの見直しと既存施設の有効活用を図ります。	
自己評価	個別計画策定時等にニーズ調査を行い、利用者のニーズを踏まえたサービスの見直、充実を図っているが、保育園や特別養護老人ホーム等一部のサービスについては、ニーズに供給が追いつかず待機者が発生している状況にある。	△

施策の方向性② 人材の養成と確保		
方向性	- 市民一人ひとりが、それぞれニーズに合った福祉サービスを受けられるよう、公共的な地域福祉サービスの担い手になる人材の資質と能力の向上を図るとともに、人材の確保に努めます。 - 多くの市民が地域福祉活動の担い手となるよう、地域、学校、事業所等への働きかけを行うほか、関係団体の人材の養成と確保を支援していきます。	
自己評価	福祉サービスの担い手となる人材の資質と能力向上を図るため、人材養成のための研修等を計画的に実施するとともに、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成・発掘を行っている。公的機関・関連機関との連携は進んできているが、サービス事業者や市民も含めた協働関係づくりはあまり進んでいない。 【高齢者】地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント事業 【子育て】子育てアドバイザーの確保・育成、ファミリー・サポート・センター事業※における提供会員の育成・確保 【障がい】ホームヘルパー研修、手話・通訳筆記者の養成研修	△

※ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手伝いをしたい人（提供会員）と、手伝いを頼みたい人（依頼会員）がそれぞれ会員となり、地域で子育ての助け合いを有償で行う会員組織で、市町村が設置・運営を行う事業のこと。

施策の方向性③ 健康、雇用、生活福祉の充実		
方向性	- 市民すべてが、生涯を通じて健康で、安定した収入を保障され、自立して生活できるような社会が求められています。そのために、市民の健康意識の高揚を図るとともに、一人ひとりのライフステージ※や健康状態に合った健康情報の提供や健康増進事業を実施し、市民の自主的な健康づくりを積極的に支援していきます。 - 長引く不況の影響もあって、雇用状況が悪化しています。年齢や障がいの有無にかかわらず、市民が安心して就労できるよう、支援をしていきます。さらに、止むを得ない事情から、生活に困窮している人々に対しても、経済的支援等を行い、社会的自立を支援していきます。	
自己評価	- 健康意識の向上を図るとともに、特定健康診査・特定保健指導等の実施、一般高齢者向けの介護予防事業や二次予防事業対象者に向けた介護予防事業など、健康状態にあった健康増進事業を実施するとともに、障がいのある人に対する就労支援・生活困窮者に対する経済的支援を実施している。 【障がいのある人】障がい者就労支援センター、障害者地域自立生活支援センター「サポート」の設置 【生活困窮者】専門相談員による面接相談、就労支援・就労指導 【ひとり親家庭】母子家庭自立支援事業	○

※ライフステージ

乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、人が生まれてから死ぬまでの各段階のこと。

(3) 基本視点3 市民参画による地域づくり

施策の方向性① 地域の支援ネットワークの構築		
方向性	- 市民すべてが、地域で自立して生活していくためには、専門的な福祉サービスと、社会福祉を目的とした事業所、地域住民やNPO法人等の民間団体による活動を有機的に組み合わせた総合的支援が求められます。 - 市民と行政との協働を推進するため、こうした市民の主体的な活動を支援するとともに、公共的サービスとインフォーマル[※]なサービス等を結びつけ、調整していく仕組みをつくります。	
自己評価	地域関係機関のネットワーク構築に向けた関係団体、関係機関との連携や高齢者・児童の虐待防止に向けたネットワーク構築などの事業ごとの連携・ネットワーク構築が進んできている。しかし公的サービスと地域住民・NPO団体等とのネットワーク構築はあまり進んでいない。 【高齢者】高齢者虐待防止・見守りネットワーク 【子育て】子ども家庭支援ネットワーク会議 【障がい】地域自立支援協議会	△

施策の方向性② 市民主体の「あいとぴあ運動」の推進		
方向性	- 地域福祉を充実させるためには、行政とともに、地域住民が主体的にまちづくりに参画していくことが重要です。 - 地域福祉計画の策定や進捗状況への評価への市民参画を促進するとともに、民間ボランティア団体やNPO法人等の活動を支援し、市民主体の「あいとぴあ運動」を推進します。	
自己評価	- 地域福祉計画は策定したものの、進捗状況評価については個別計画の策定時に委ねられており、全体の進捗評価はなされていない。 - 民間ボランティア団体、NPO法人等の活動支援については、市民参加と協働の側面から取り組みは進められているものの、「あいとぴあ運動[※]」としての側面は弱い。	×

※インフォーマル

非公式的なという意味。インフォーマル支援者という場合は、住民組織やボランティアなど各地域で福祉活動を行う人のこと。

※あいとぴあ運動

であい・ふれあい・ささえあいの“あい”と、“ユートピア”からの合成語。「あいとぴあ」の中で、ささえあいに関する活動をイメージしたもの。

(4) 基本視点4 総合的支援のための体制整備

施策の方向性① 総合相談体制の充実		
方向性	- 市民が、一人ひとりの実情に応じた相談支援を気軽に受けられる体制づくりが必要です。 - 総合相談窓口を充実し、各相談機関との連携のシステムづくりを推進することにより、市民一人ひとりが的確な相談を身近な地域で受けられるような体制の構築を図ります。また、相談支援に関わる社会福祉と従事者の専門性の向上、ケアマネジメント※、ソーシャルワーク※体制を強化し、市民が最も自分に合った福祉サービスを受けることができるよう、実効性のある相談活動の充実を図ります。	
自己評価	- 情報提供・相談窓口の一元化を図るため総合相談窓口（平成7～17年）を設置したが、制度改正や専門性が高まったことから、各部門が専門相談員等の活用や身近な場所での体制を整備した。 - 福祉サービスの担い手となる人材の資質と能力向上を図るため、人材養成のための研修等も計画的に実施している。 福祉サービス総合支援事業（利用者サポート・権利擁護・苦情相談） 【高齢者】地域包括支援センターの設置 【子育て】子ども家庭支援センターの設置 【障がい】専門相談員、地域自立支援協議会の設置	△

施策の方向性② ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の構築	
方向性	- 高齢者や障がいのある人が、生活上のニーズに応じて適切なサービスを受け、地域で自立した生活ができるよう、支援費制度への移行を踏まえて、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の構築を図ります。また、高齢者や障がいのある人、子どもに最もふさわしいケアプランを作成し、効果的なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント従事者等の能力向上に努めます。 - 子ども虐待や非行問題等の複雑な問題をかかえた家庭に対するファミリーソーシャルワーク体制を構築します。

※ケアマネジメント

福祉サービスを必要としている人のニーズを把握した上で、必要なサービスの調整や利用計画を立てたりすること。

※ソーシャルワーク

要援助者に対して行う社会福祉援助技術のこと。

(つづき)

自己評価	介護保険制度では、ケアマネジャーを中心としたケアプラン作成が行われている。その他の分野では、分野ごとに専門的な職員等を配置して相談・情報提供を行うとともに、高齢者・児童の虐待防止に向けたネットワーク構築など、事業ごとの連携やネットワークの構築を進めてきた。	○
------	--	---

施策の方向性③ 医療・保健等関連サービスとの有機的連携		
方向性	- 市民の多様化・複雑化するニーズに応え、効率的なサービスを提供していくために、福祉、医療・保健、教育等が一体的となった地域ネットワークを構築することが求められています。 - そこで、地域の中で、市民が総合的なサービスを受けることができるよう、医療・保健等の連携を推進します。	
自己評価	- 保健センター、障害者福祉センター、老人福祉センター、高齢者在宅サービスセンターの複合施設である「あいとぴあセンター」を拠点として、地域かかりつけ医や慈恵第3病院等の高度医療機関との連携を行いながら、福祉・医療・保健の連携に取り組んでいる。 - 特定健診・特定保健指導、二次予防事業対象者に向けた介護予防については、予防対策として医療保健が一体となって取り組みを進めている。 - 教育や体育も含めた有機的な連携については、あまり進んでいない。	△

(5) 基本視点5 バリアフリーのまちづくり

施策の方向性① バリアフリーの充実		
方向性	- 障がいのある人が障がいのない人とともに日常生活の中で、自立して生活できる社会が求められています。しかし、障がいのある人は、社会の中で物理面、制度面、心理面、情報面等の障壁（バリア）に取り囲まれており、日常生活の中でさまざまな制約を受けているのが現実です。 - ノーマライゼーション※やバリアフリーの理念が社会に浸透しつつあるとはいえ、障がいのある人に対する偏見や差別は、まだなくなったとはいえない状況にあります。また、障がいのある人の中には、視覚障がい者や聴覚障がい者など情報の収集・利用の面で、大きな制約を受けている人も少なくありません。 - 障がいのある人や障がいについての市民の認識や理解を深め、心のバリアフリーを促進するとともに、障がいのある人に対して、各種コミュニケーションの確保と情報利用の支援を行い、情報面でのバリアフリーを推進します。 - 障がいのある人や子どもとその家族が、市内を安心して移動し、各種施設を不自由なく利用できるよう、「狛江市福祉基本条例」にもとづき、道路や公共施設の整備・充実を図ります。 - 高齢者や障がいのある人が、家の中で安全に生活できるよう、住宅の改造等への支援を行います。	
自己評価	- 東京都福祉のまちづくり条例等を踏まえ、ユニバーサルデザインの理念にもとづき、高齢者や障がいのある人を含めたすべての人が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、狛江市福祉基本条例第2章「公共的建物等の高齢者等への配慮」の部分について改正を行った。 「障がい者週間」等の事業を通じて、障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、移動支援やコミュニケーション支援（手話通訳者等の派遣）、住宅改造等を行い、心のバリアフリー、移動・情報・生活面のバリアフリーに努めている。 - 住宅に困窮している高齢者に対するシルバーピアの整備や住宅改造等を行い、誰もが暮らしやすい住まいづくりを進めてきた。	○

※ノーマライゼーション

「障がいのある人など、社会的な制限を受ける人々を当然に包含するのが通常の社会であり、誰もががあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにしよう」という考え方のこと。

施策の方向性② 防災・防犯体制の充実		
方向性	- 高齢者、障がいのある人、子ども等を災害から守るため、防災知識の普及を図るとともに、地域における防災拠点等の整備や支援体制の整備・充実に努めます。 - 市民すべてが、安心して地域生活を送れるよう、地域住民やボランティア組織等との協力により、地域安全活動を強化し、地域の防犯体制の確立を図ります。	
自己評価	- 災害時に支援が必要な高齢者や障がいのある人の支援体制の整備に向けた災害時要援護者支援制度の立ち上げ、名簿の作成に着手した。 - 地域における防災意識の向上、地域防災力の向上に向け、中学校区を中心とした避難所運営協議会の結成、支援を行ってきた。	△

(6) 基本視点6 地域福祉推進の基盤整備

施策の方向性① 政策評価システムの導入		
方向性	- 第2次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)を確実に実現するためには、各事業の達成度を評価し、計画を見直していくことが必要です。 - 行政だけでなく、市民が理解できるような評価システムの構築に向けて、政策評価手法の導入を検討します。	
自己評価	行政評価については、平成 15 年度から事務事業評価が、また平成 23 年度から施策評価が導入された。この行政評価制度にもとづき、事業の見直し等も行われているが、本計画の達成度評価、見直しにはつなげられていない。	×

施策の方向性② 進行管理体制の確立		
方向性	- 第2次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)を着実に推進するためには、進行管理体制を確立することが不可欠の条件です。 - 関連各事業について、サービス利用者や市民の参画により、定期的に調査・点検・評価を行い、計画の進捗状況を把握します。	
自己評価	- 各個別プランの改定時に進捗状況等を確認し、プラン改定に反映している。 - 本計画全体の把握、サービス利用者や市民の参画による定期的な点検・評価等も行われていない。	×

施策の方向性③ 効率的な行財政運営の推進	
方向性	不況の長期化により、狛江市を取り巻く財政状況には極めて厳しいものがあります。このような状況にあつて、高齢者、障がいのある人や子どもとその家族に対する支援をさらに充実させていくために、経済状況に対応した施策への転換を進めるとともに、効率的な行財政運営に努めます。

(つづき)

自己評価	これまでの行財政改革に加え、平成 17 年度からの緊急行動計画、それに引き続くアクションプランなど、三位一体の改革等の影響による財政不足の中でも必要な福祉サービスが行えるよう、行財政改革の取り組みを強化し行ってきた。	○
------	--	---

施策の方向性④ プライバシーに配慮した情報ネットワークの構築		
方向性	- 市民が適切な福祉サービスを受けるためには、ケアマネジメント体制の整備が不可欠の条件です。 - そのためには、市民一人ひとりの情報のネットワーク化を進めることが重要ですが、その際に利用者の立場の擁護という観点から、個人情報に対する守秘義務を関係者に徹底する等市民のプライバシーが侵害されることのないよう、十分な配慮を行います。	
自己評価	個人情報に対する守秘義務の徹底を図るとともに、「狛江市個人情報保護条例」において、個人情報の収集、管理、外部提供の制限等を規定し、個人情報の適切な管理、市民のプライバシー保護を行っている。	○

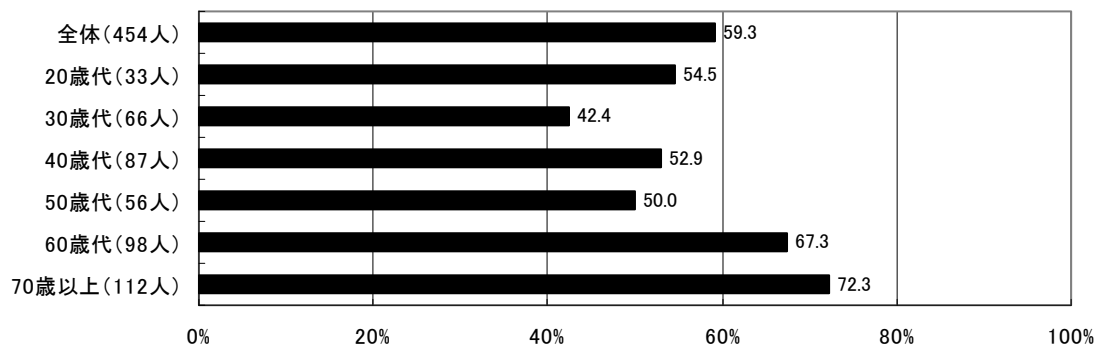
3 地域福祉を取り巻く現況

本計画策定のために実施したアンケート調査の結果をはじめ、福祉分野の個別計画策定時に行った関係団体等意向調査、計画策定組織による検討結果等から、地域福祉を取り巻く現況を次のように整理します。

(1) 日々の生活での悩みや不安、住んでいる地域の問題や課題

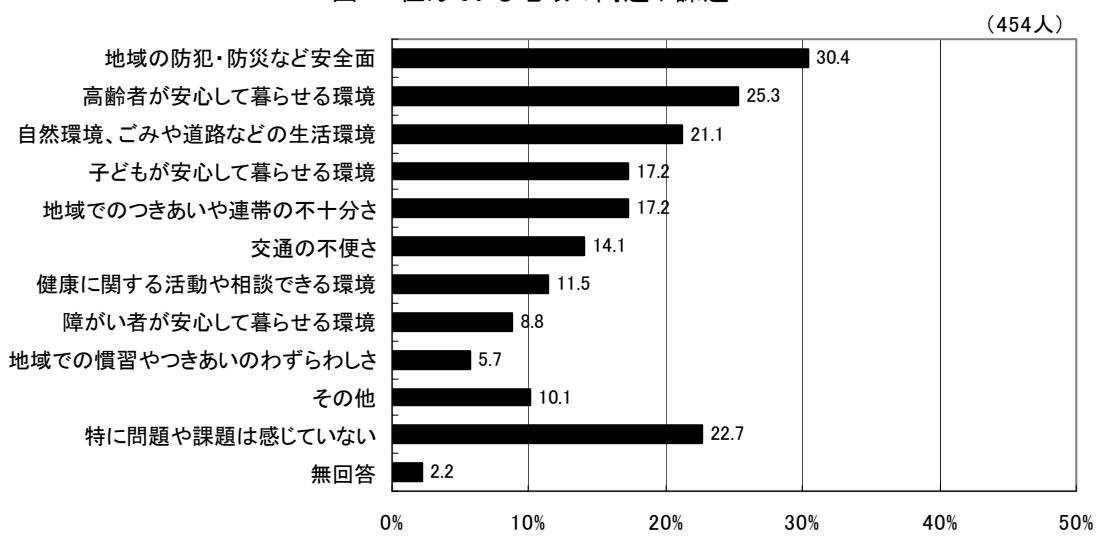
アンケート調査結果より	60 歳以上では、「健康」のことについて悩みや不安を感じている人が6割を超えている。 - 住んでいる地域の問題や課題では、「地域の防災・防犯などの安全面」が 30.4%で最も多く、第2位は「高齢者が安心して暮らせる環境」(25.3%)となっている。

図 2 日々の生活で「健康」について悩みや不安を感じている人



※地域福祉計画策定のためのアンケート調査

図 3 住んでいる地域の問題や課題

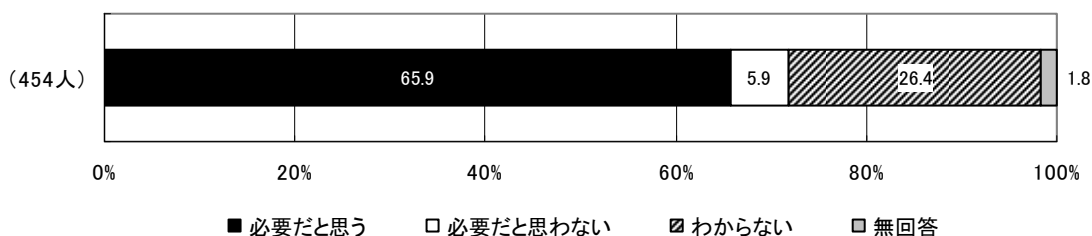


※地域福祉計画策定のためのアンケート調査

(2) 住民同士の自主的なささえあい、たすけあい

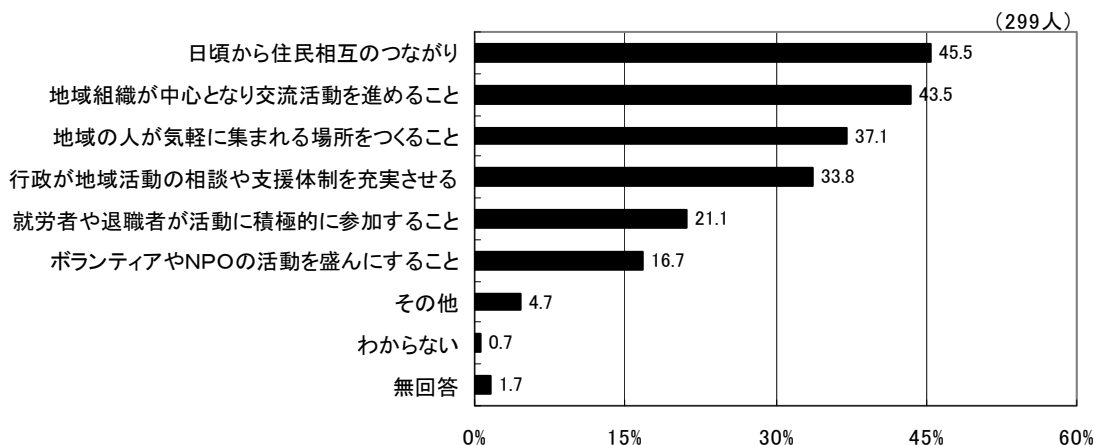
アンケート 調査結果 より	「必要だと思う」人が 65.9%を占めている。「必要だと思わない」人は1割以下(5.9%)だが、わからないとの回答も3割弱(26.4%)みられる。 - ささえあい、たすけあいのために必要なことについて、4割を超える人が「日頃から住民相互のつながり」(45.5%)、「地域組織が中心となり交流活動を進めること」(43.5%)をあげている。また、「地域の人が気軽に集まれる場所をつくること」も4割弱(37.1%)の回答がみられる。 - 期待する地域福祉活動は、「緊急事態が起きたときの対応」が 73.3%を占め、第2位の「困っている人への具体的な支援活動」(37.9%)とは大差がある。
関係団体 等意向調 査結果より	見守りサポーターの制度が機能していない。

図 4 住民同士の自主的なささえあい、たすけあいを必要と思う人



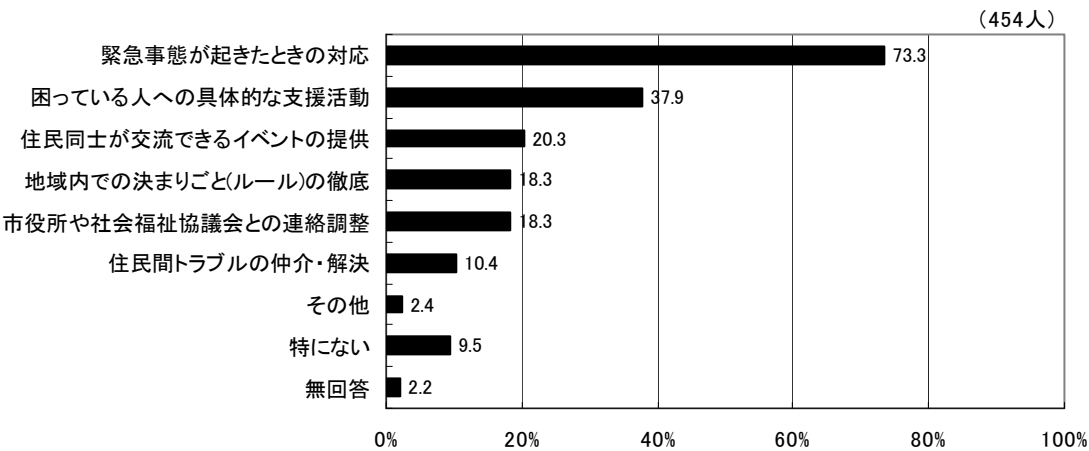
※地域福祉計画策定のためのアンケート調査

図 5 地域での自主的なささえあい、たすけあいのために必要なこと



※地域福祉計画策定のためのアンケート調査

図 6 期待する地域福祉活動

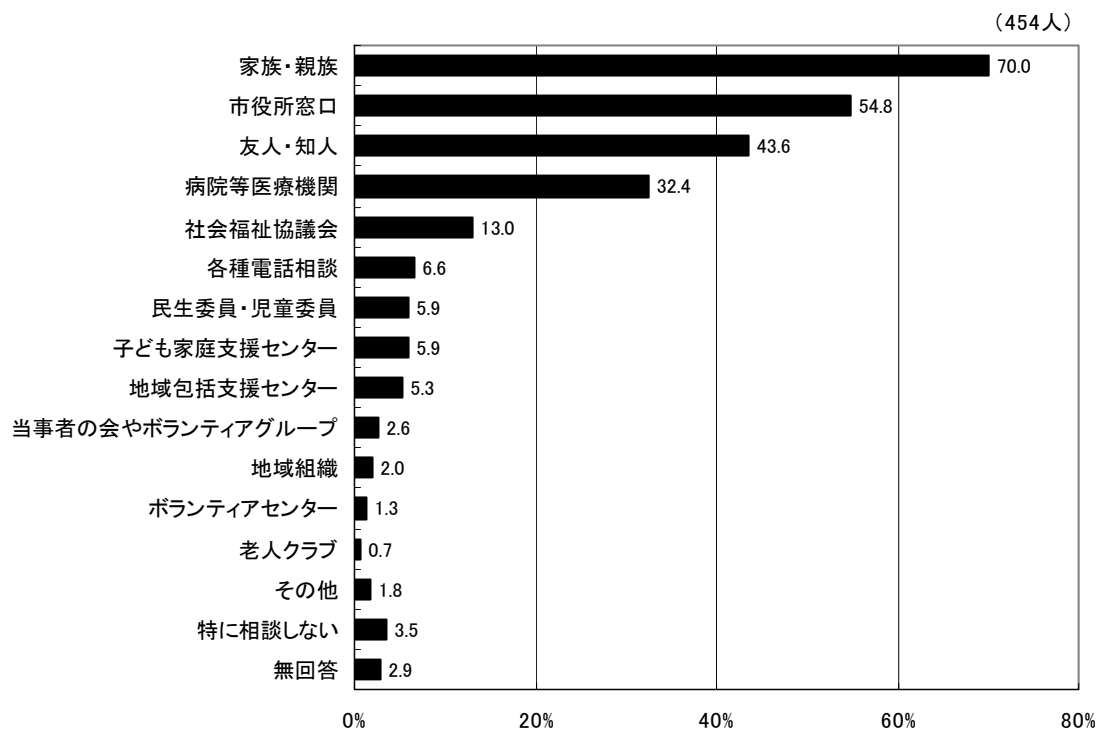


※地域福祉計画策定のためのアンケート調査

(3) 相談体制

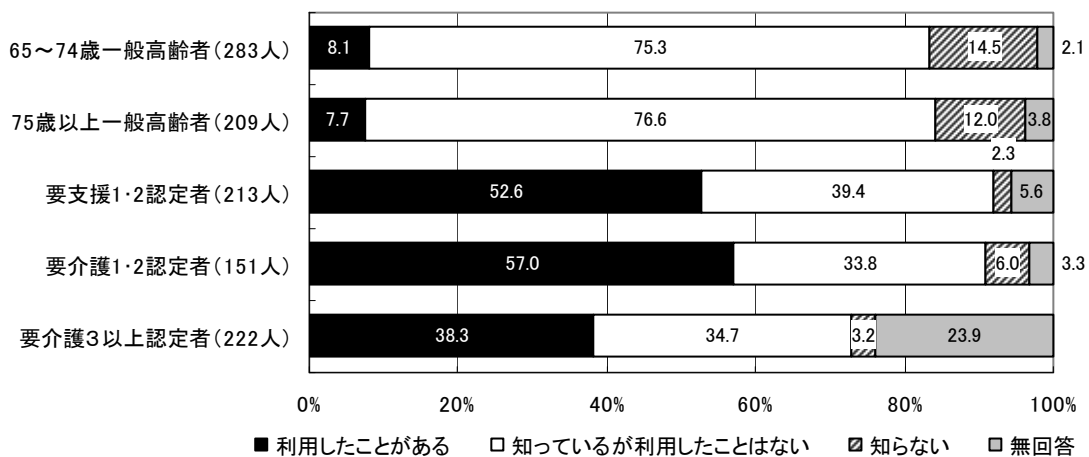
アンケート調査結果より	「家族・親族」(70.0%)を除くと、福祉に関する困りごとの相談相手で最も多いのは、「市役所窓口」(54.8%)となる。「病院等医療機関」も 32.4%と比較的多い。 - 子どもの保護者の相談相手は、家族や子育て仲間等が7～8割と多く、4～5割の人がインターネットやメールを相談の手段として求めている。 65 歳以上非認定者の8割以上、要支援1～要介護2認定者の約9割、要介護3以上認定者の7割強が地域包括支援センターを知っていると回答している。
関係団体等意向調査結果より	- アンケート調査結果では地域包括支援センターの認識度は高いが、まだ周知は不足している、入所施設と思っている人が多く相談はしにくい。 - 高齢者の福祉や介護に関する相談について、団地や大きなマンションなどへの出張相談も必要ではないか。
計画策定組織による検討結果より	- 夜間や休日でも相談できる体制ができていない。 - 高次脳機能障がいや難病など、特殊で専門的なニーズを持つ人への相談体制がない。 - 市職員が異動するたびに、新しい職員にこれまでの経過を一から説明するのは非常に不便である。

図 7 福祉に関する困りごとの相談先



※地域福祉計画策定のためのアンケート調査

図 8 地域包括支援センターの認識状況

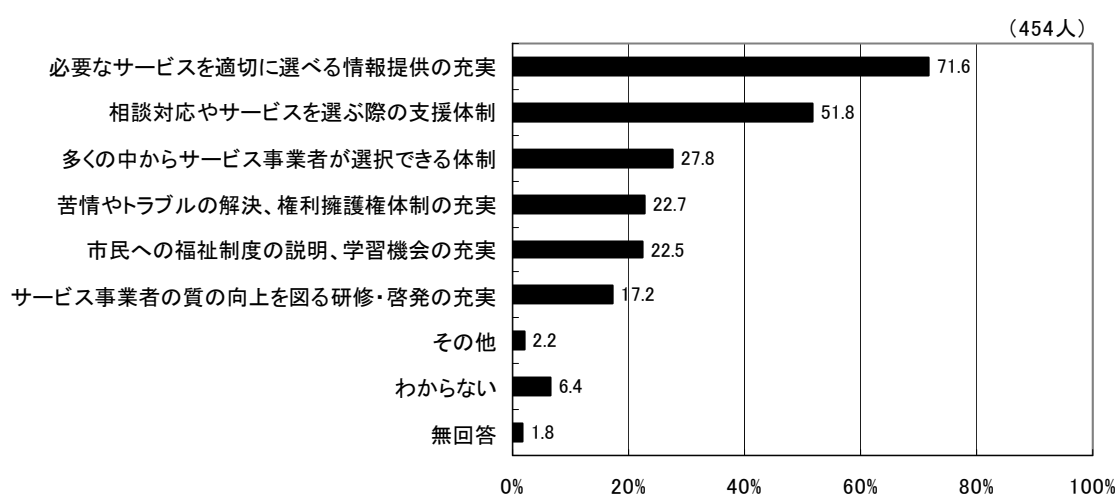


※第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定のためのアンケート調査

(4) 情報提供

アンケート調査結果より	7割を超える人が安心して福祉サービスを利用するために、「必要なサービスを適切に選べる情報提供の充実」(71.6%)をあげている。
関係団体等意向調査結果より	- 広報はとても読みにくい。広報の中に高齢者のコーナーを設けたり、広報以外で高齢者用のチラシを作ってはどうか。わかりやすい資料があれば地域住民が説明することも可能ではないか。 - スーパー等に広報が置かれているが、新聞をとっていない人への対応として町内会や長寿会を利用してはどうか。
計画策定組織による検討結果より	- 子育てに関する情報について、ホームページの充実、一元的な集約・管理を通じたわかりやすくアクセスしやすい形態に近づけていく必要がある。 - 市ホームページ、障がい者のしおりは分かりにくい、必要な情報がない。 - 心身の発達に遅れがあったり、アンバランスであったりする子ども、高次脳機能障がい、難病など、特殊なニーズを持った人に必要な情報が届く仕組みが必要である。

図 9 必要な福祉サービスを安心して利用するために必要なこと

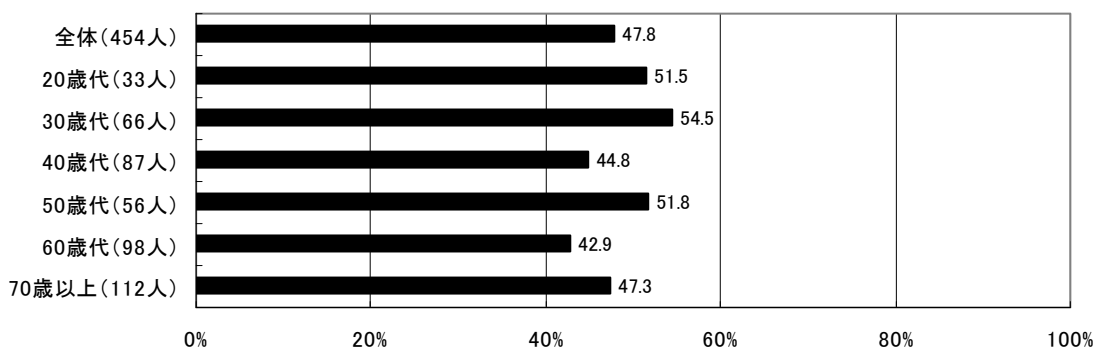


※地域福祉計画策定のためのアンケート調査

(5) 災害時の支援体制

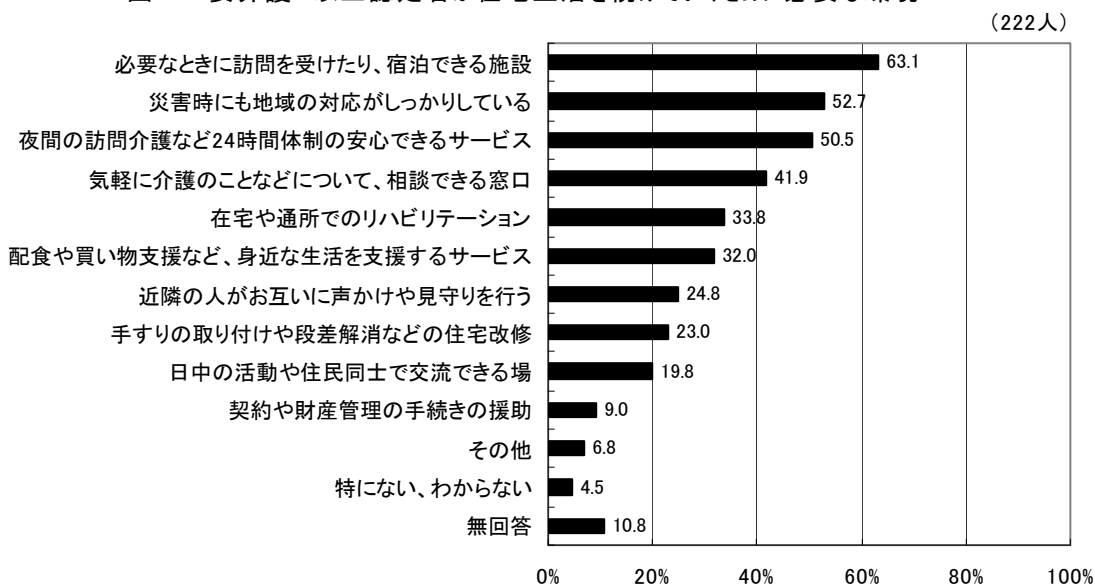
アンケート調査結果より	「災害時のこと(備えや避難など)」について悩みや不安を感じている人は、どの年齢層でも5割前後と高い。 - 要介護3以上認定者が在宅での生活をするために必要な支援として、5割強(52.7%)の人が「災害時にも地域の対応がしっかりしている」をあげている。
関係団体等意向調査結果より	- 災害時要援護者リストの活用方法を検討すべき。地域包括支援センターのエリアにどのような人がいるのかは認識できても、すべてに対応するのは困難である。 - 早急に福祉避難所の具体的な検討が必要である。

図 10 日々の生活で「災害時のこと(備えや避難など)」について悩みや不安を感じている人



※地域福祉計画策定のためのアンケート調査

図 11 要介護3以上認定者が在宅生活を続けていくために必要な環境



※第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定のためのアンケート調査

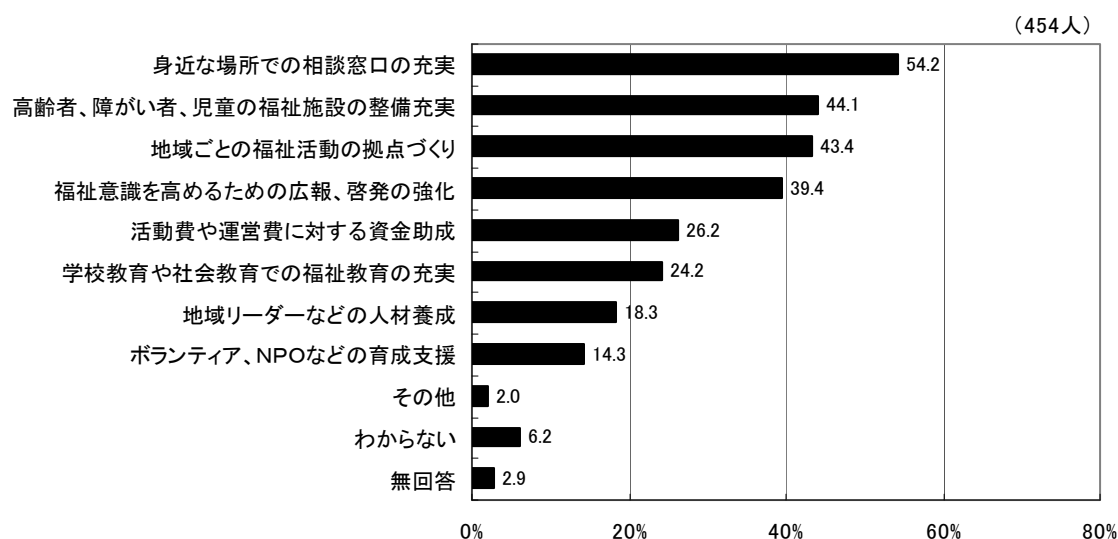
(6) サービス提供事業者との連携

関係団体 等意向調 査結果より	・介護サービス事業者間の情報交換ができる場を設けてほしい。 ・ケアマネジャー連絡会に限らず、介護保険制度の勉強会や事例検討会をもっと開催してほしい。
計画策定 組織によ る検討結 果より	・第三者評価受審の補助制度を知らない事業者もいるのではないか。

(7) 地域福祉を推進するために優先して取り組むべきこと

アンケート 調査結果 より	・「身近な場所での相談窓口の充実」が54.2%で最も多い。次いで「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実」(44.1%)、「地域ごとの福祉活動の拠点づくり」(43.4%)、「福祉意識を高めるための広報、啓発の強化」(39.4%)となっている。
関係団体 等意向調 査結果より	・市民に対する福祉教育の実施が必要である。市民への意識づけをもう少し行えば、地域づくりの担い手も動きやすくなるのではないか。

図 12 地域福祉を推進するために優先して取り組むべきこと



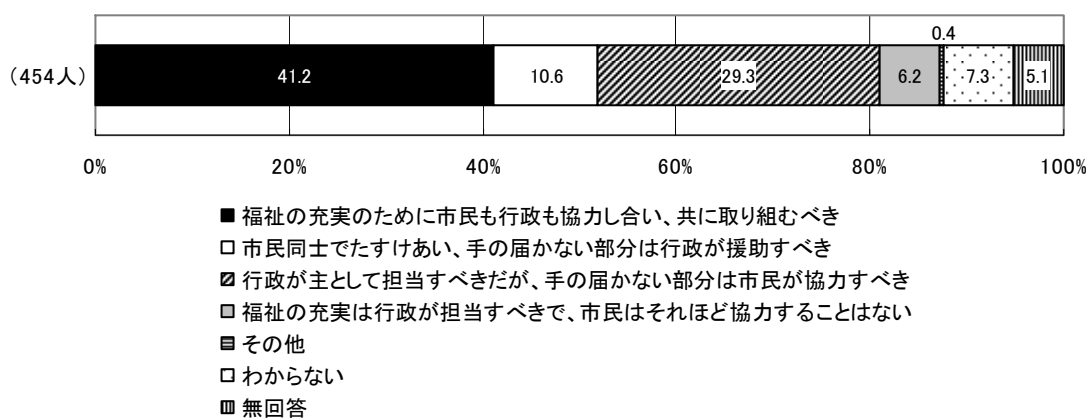
※地域福祉計画策定のためのアンケート調査

(8) 地域福祉を充実するための市民と行政との関係

アンケート
調査結果
より

- 「福祉の充実のために市民も行政も協力し合い、共に取り組むべき」と考える人が 41.2%で最も多い。次いで、「行政が主として担当すべきだが、手の届かない部分は市民が協力すべき」が 29.3%、「市民同士でたすけあい、手の届かない部分は行政が援助すべき」が 10.6%となっている。これらを合わせると、市民による取り組みが必要と考える人は 8 割を超えている。

図 13 地域福祉を充実していくための市民と行政との関係



※地域福祉計画策定のためのアンケート調査

4 基本理念

人がやさしい、人にやさしい、あいとぴあ狛江

市民すべての思いは、高齢者も障がいのある人も、子どもとその家族等も、いきいきと安心して生活できる福祉社会の実現にあります。

こうした市民の思いに虹の橋をかけるのが、「あいとぴあレインボープラン」です。

それは、市民一人ひとりが自分自身の問題として受けとめるべき共通の課題であるとともに、こうした福祉社会を実現するためには、市、市民及び事業者が連携、協働してそれぞれの役割を果たしながら、思いやりとささえあいの心を持って尊重しあい、福祉サービスを必要とする人も必要としない人も、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

また、市民一人ひとりがサービスの利用者としての権利と利益を保護され、自分に最もふさわしい福祉サービスを、自由に選択することができる仕組みづくりを進めていくことも重要です。

これらを踏まえ、狛江市は「人がやさしい、人にやさしい、あいとぴあ狛江」を基本理念として、市民の人権の尊重という観点に立ち、地域福祉の推進を市民と一体となって取り組みます。

「あいとぴあ」とは

であい・ふれあい・ささえあいの“あい”と、“ユートピア”からの合成語です。

5 施策の体系

基本理念を踏まえた施策の体系を次のように設定します。

1 サービス利用者の立場の尊重

- (1) 情報提供の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 苦情解決、権利擁護の推進

2 自立支援のための福祉サービスの充実

- (1) ニーズに応じたサービスの提供
- (2) 支援が必要な人への対応
- (3) サービスの質の確保

3 市民主体による福祉コミュニティづくり

- (1) 交流活動の活発化
- (2) 地域福祉活動の推進
- (3) ボランティア・市民活動の推進

4 誰もが暮らしやすいまちづくり

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり
- (3) 防災・防犯体制の充実

6 重点施策

本計画における重点施策を次のように設定します。実施にあたっては、福祉に関わる対象者別個別計画のプロジェクトチームや関連計画の策定等との連携のもと、幅広い視点から総合的な取り組みを進めます。

(1) 災害時要援護者支援体制の整備

災害時要援護者の把握、自治会や町内会等の地域組織・福祉関係者等と連携した支援体制づくり、福祉避難所の設置、高齢者や障がいのある人を対象とした避難後のケア体制づくりなど、粕江市地域防災計画との連携を確保しながら、災害時における要援護者支援体制を整備します。

(2) 情報提供・相談体制の充実

情報を必要としている人のニーズを踏まえた情報提供となるよう、福祉関連部署を中心とした情報提供のあり方を検討するとともに、さまざまな手法による情報提供を強化していきます。

地域包括支援センターをはじめとする既存の相談窓口や地域福祉を推進するエリア等のあり方も踏まえつつ、子ども・障がい・高齢の各分野で求められる相談体制づくりを進めます。

(3) 住まいの確保に向けた取り組みの推進

高齢者の地域で自立した生活を支える「地域包括ケアシステム※」の実現、障がいのある人が住宅を借りて生活する上での支援等に向けて、地域生活の基盤となる住まいの確保に取り組めます。

※地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する仕組みのこと。

7 施策の方向

7-1 サービス利用者の立場の尊重

(1) 情報提供の充実

社会福祉の制度が目まぐるしく変化する中で、常に最新の情報を提供することはとても重要なこととなっています。また、制度が複雑化していることを踏まえ、情報を必要とする人に対して分かりやすい内容であることが求められます。

一方、ICT(情報通信技術)の発展により、パソコンや携帯電話など、さまざまな媒体により情報を得ることが日常化しつつあり、対象者によってはこうした新たな手法による情報提供も進めていく必要があります。

これらを踏まえ、誰にでも分かりやすく、必要な情報が行きわたるよう、情報提供の仕組みを充実していきます。

【具体的な取り組み】

市	・「広報こまえ」、ホームページ、冊子、パンフレット、回覧板の活用など、対象者を意識した分かりやすい情報提供の実施 ・情報ニーズの的確な把握による提供する情報内容の定期的な見直しの実施 ・専門性の高い情報提供に向けた関係機関等との連携確保 ・地域の身近な相談者である民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関等の相談窓口の周知 ・市民団体が主催する学習会に市の職員等が講師として出向く「まなび講座」の充実など、対話型情報提供の推進
地域	・商店、医療機関、銀行や郵便局、自治会・町内会等の地域組織など、地域住民に身近な場所での情報提供への協力
各種団体	・会員活動を通じた会員への情報提供

(2) 相談体制の充実

福祉ニーズの多様化とともに、専門性の高い相談内容も増えてきています。

また、家庭内の悩みごとでは、一つの問題に複数の事情が起因していることなど、一つの専門機関だけでは対応できないケースが増えており、問題が複雑化しています。さらに、地域とのつながりが希薄化している今日では、問題を抱えていることに誰にも気付かれないなど、問題が潜在化していることも考えられます。

これらを踏まえ、きめ細やかな対応ができるよう職員のスキルの向上や専門性の高い相談員の配置など、福祉全般に係る相談機能を充実していきます。また、制度改正への対応や福祉施策の連携を考慮しながら、総合相談窓口や身近な場所で相談ができる体制等のあり方についても、検討を進めます。

【具体的な取り組み】

市	- 関係各課の連携による相談窓口の一覧表やパンフレット等の作成など、相談窓口の周知の強化 - ホームページを活用した相談や出張相談の実施など、気軽に相談できる仕組みづくりや相談窓口まで来ることが困難な人への支援 - 専門性の高い相談員の配置や専門機関との連携強化など、相談対応体制の充実 - 相談内容を共有、継続性できる仕組みの構築 - 複雑化した問題への対応に向けた関係機関のネットワークづくり - 制度改正への対応や福祉施策の連携を考慮しながら、本市に相応しい総合相談窓口や身近な場所で相談ができる体制等のあり方に関する検討 - 接遇及びサービス利用者への理解を深める市職員研修の実施
地域	- 隣近所による見守り活動やサロン活動等を通じた支援を必要としている人の把握及び関係機関との連携 - 地域課題を話し合う場づくり

(3) 苦情解決、権利擁護の推進

福祉サービスの利用に関する苦情は、利用者とサービス提供事業者の間で解決されるべきとも言えますが、それでは解決できない問題については、公正・中立な立場で解決を図る仕組みが必要です。

一方、認知症の高齢者や障がいのある人の中には、判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為の際に、判断が難しく不利益を被る人がいます。

今後も、平成 15 年度より開始した福祉サービス総合支援事業「あんしん狛江」として、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に関する苦情対応、権利擁護相談などを総合的かつ一体的に実施していきます。

また、近隣市(調布市、日野市、多摩市、稲城市)との共同運営により設置している多摩南部成年後見センターで申立人がいないなど、自ら成年後見制度を利用できない方の利用を支援するとともに、成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成します。

【具体的な取り組み】

市	・「広報こまえ」やパンフレット等による成年後見制度や福祉サービス総合支援事業等の継続的な周知 ・福祉サービス総合支援事業、障害者自立支援法にもとづく成年後見制度利用支援事業、介護保険法にもとづき地域包括支援センターが行う総合相談支援事業・権利擁護事業の実施体制の充実 ・近隣市と連携した多摩南部成年後見センターの共同運営による自ら成年後見制度を利用できない人への支援 ・狛江市個人情報保護条例にもとづく、個人情報の適切な管理及び各種団体や関係機関への個人情報保護の促進 ・法務局や人権擁護員との連携確保 ・人権意識を育む取り組みの推進
サービス事業者	・サービス利用者の利益と基本的人権の尊重 ・事業所における苦情対応体制の充実や外部の苦情対応窓口の周知

7-2 自立支援のための福祉サービスの充実

(1) ニーズに応じたサービスの提供

超高齢社会を迎え、福祉ニーズは高まる一方です。こうした中、誰もが家族や友人に囲まれて暮らしたい、可能な限り自由に主体的に自立して生きたいと願っています。その実現のためには、安心して暮らすために必要な福祉サービスが生活圏域に整備されていることが必要です。

また、多様化する福祉ニーズに対応していくためには、サービス事業者の確保とともに、市民、各種団体、行政が協働して新たなサービス提供の仕組みを生み育てることも重要と考えられます。

これらを踏まえ、利用者の立場に立った福祉サービスを整備するとともに、新たなサービス提供者の育成を進め、サービス提供基盤の充実を進めていきます。

【具体的な取り組み】

市	・ アンケート調査の実施やサービス事業者との意見交換会の開催など、ニーズの的確な把握 ・ 個別計画にもとづくサービス提供基盤の計画的な整備 ・ 市民・各種団体・行政による協働、NPO法人の立ち上げや運営に関するアドバイスなど、新たなサービス提供基盤の育成に関する取り組みの推進
市民	・ ファミリー・サポート・センター事業や住民参加型在宅福祉サービス(笑顔サービス)など、身近なボランティア活動への参加
地域	・ 声かけや見守り活動、サロン活動等の推進
サービス事業者	・ 市や関係機関が開催する連絡会議、意見交換会等への参加

(2) 支援が必要な人への対応

所得格差の拡大などから生活保護世帯は増加傾向にあり、低所得者やホームレス、ニートやひきこもりなど、生活の安定と自立への支援を必要とする人たちもいます。

また、我が国での自殺者数は年間3万人を超えており、社会的要因を含めたさまざまな自殺の要因に対する対策が必要とされています。

これらを踏まえ、すべての市民が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、日常生活や自立への支援を図るとともに、地域社会に参画できる仕組みを整えていきます。

【具体的な取り組み】

市	• 生活の状況に応じた相談や助言、多様な機関が実施する助成制度や支援情報の収集など、低所得者への支援 • 生活保護者等を対象とした就業や生活に関する相談援助などの自立支援 • 孤立やひきこもり、シングルマザー等により社会参加が困難な人たちに対する支援策や相談窓口設置の検討 • 自殺対策強化月間や自殺予防週間を中心とした自殺対策に関する普及啓発 • 外国人市民が安心して暮らしていけるよう、イベント等への参加の呼びかけや地域での交流活動の推進
市民	• 地域でのささえあいへの参加

(3) サービスの質の確保

介護保険制度の導入以降、多くの福祉サービスが措置から利用者とサービス事業者間の契約にもとづく利用となるなど、市民が必要なサービスを利用するためには、サービス利用者としての意識の醸成が重要となっています。

また、必要な時に誰もが安心して福祉サービスを利用できるようにするためには、サービス内容の質の向上も求められています。

これらを踏まえ、法制度の周知や活用を促進するとともに、より良いサービス提供体制を構築する取り組みを進めます。

【具体的な取り組み】

市	・「広報こまえ」やホームページ等を活用して、福祉制度や市の施策に関する情報を発信します。 ・サービス事業者によるサービス実施状況等の把握、定期的なサービス利用者を対象とした満足度調査の実施による事業者への指導や施策への反映 ・サービス事業者に対する自己評価の実施や第三者評価受審の促進 ・ホームページ等を活用したサービス事業者の情報やサービス評価結果等の公表など、サービス利用に関する利用者への支援
サービス事業者	・都のサービス評価手法の活用による自己評価の実施や第三者評価の受審 ・技術や接遇の研修、リスクマネジメント※、法令遵守の周知・徹底など、職員を対象とした研修の計画的な実施

※リスクマネジメント

保険や安全対策、さらには経営戦略などを活用して事業の偶発的あるいは人為的な損失(リスク)を発生しないようにし、もしリスクが発生した場合には、それを最小化し、さらに実現したリスクに適切に対処する経営管理の方法のこと。

7-3 市民主体による福祉コミュニティづくり

(1) 交流活動の活発化

地域にはさまざまな年齢の人をはじめ、社会的な貢献をしたい気持ちのある人、いろいろな体験をした人、技術を持った人など、多様な人が暮らしています。また、子どもたちをはじめ、次代を担う若い世代の力は、まちづくりや地域の活力に欠かせないものです。

その一方で、隣近所の住民との付き合いが閉鎖的となり、人と人とのコミュニケーションが希薄になっているのも事実です。

これらを踏まえ、温かな人間関係やともに生き、ともにささえあう心豊かな地域社会を築いていくために、地域のさまざまな人がふれあう機会を創出する取り組みを進めます。また、学校や地域が連携した児童・生徒による地域福祉活動の機会づくりとともに、企業の協力も得ながら勤労世代による活動を促進していきます。

【具体的な取り組み】

市	- 自治会・町内会等の地域組織による活動の活発化促進 - 児童・生徒、青少年の居場所づくり、交流機会の充実 - 子どもの意見や力をまちづくりに反映する機会の充実 - ワークライフバランス※の理念の普及啓発
市民	ひとり暮らし高齢者等への声かけや話し相手など
地域	- 声かけや見守り活動、サロン活動等の推進 - 地域課題を話し合う場づくり - 子どもたちの意見や力が反映される地域づくりの推進 - 地域福祉活動、行事・イベントの時間や曜日設定の工夫など、誰もが参加しやすい機会づくり

※ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

(2) 地域福祉活動の推進

自治会・町内会等の地域組織、自主防災組織、地域福祉推進委員会、老人クラブや障がいのある人等の当事者組織、民生委員・児童委員など、さまざまな団体が地域福祉活動を実践しています。

また、アンケート調査の結果や地域における防災意識の高まりを踏まえると、市民の地域福祉活動への参加意向は高いと思われることから、参加へのきっかけづくりなどの取り組みも重要となっています。

今後も、これら団体の活動は、地域福祉を推進する上で重要な役割を担うことから、支援体制の強化に取り組んでいきます。

【具体的な取り組み】

市	・「広報こまえ」やホームページを活用した地域福祉活動の情報発信 ・社会福祉協議会による地域福祉の推進に向けた取り組みとの連携や必要な支援の実施 ・民生委員・児童委員への情報提供や研修、他の機関や団体との連携支援 ・各種団体間の交流機会、意見交換の場の創出 ・関連機関や各種団体との連携による地域福祉活動リーダーや実践者の育成 ・地域福祉課題(ニーズ)の把握や、その解決に向けて行政・専門機関につないだり、住民の地域福祉活動を推進するコーディネート機能の強化など、地域福祉活動の活発化に向けた基盤整備の検討
地域や各種団体	・コミュニティ新聞やホームページづくりなど、活動情報の発信
企業、サービス事業者	・地域福祉活動への積極的な参加 ・地域や各種団体への施設・設備などの開放
社会福祉協議会	・地域懇談会等の開催による地域と各種団体との連携支援 ・住民主体の地域福祉活動の推進

(3) ボランティア・市民活動の推進

近年、ボランティアなどへの関心が高まり、市内にも多くのボランティア・市民団体やNPO団体が活動しています。本市においては、社会福祉協議会のこまえボランティアセンターを中心にボランティア・市民活動の育成やコーディネートを行っています。

今後も、ボランティア・市民活動に関する情報提供の充実を図るとともに、活動機会の拡充、コーディネート体制の充実に取り組みます。

【具体的な取り組み】

市	・「広報こまえ」やホームページの活用によるボランティア・市民活動への参加の呼びかけ ・市役所をはじめとする公共施設や市主催のイベントなど、ボランティアの力を活かせる機会づくり ・市民活動支援センターの設置など、ボランティア・市民活動を推進する基盤づくり ・“団塊の世代”や元気高齢者を対象としたボランティア・市民活動への参加のきっかけづくり
サービス事業者	・ボランティアの積極的な受け入れ
社会福祉協議会	・情報誌やホームページ等を活用したボランティアの募集、呼びかけ ・入門編・実践編の体系化や参加しやすい雰囲気づくりなど、ボランティア活動養成講座の充実 ・イベント等でのボランティア・市民活動の紹介

7-4 誰もが暮らしやすいまちづくり

(1) 福祉意識の醸成

地域福祉を推進していくためには、すべての市民が「ともに暮らし、ともに生きる社会こそ正常である」というノーマライゼーションの理念を理解することが重要です。

また、福祉はすべての人に関わる問題でもあり、誰もがライフステージのいずれかの段階で福祉サービスを必要とすることへの認識も大切です。

これらを踏まえ、広報・啓発活動による市民の意識づくりを進めるとともに、子どもから大人まで気軽に福祉を学べる機会を創出します。

【具体的な取り組み】

市	・ 地域福祉を推進する基盤となる「狛江市福祉基本条例」の周知 ・ 「広報こまえ」やホームページの活用によるささえあい、たすけあいの意識を高める情報の発信 ・ 各種講座や講演会の開催など、人権や福祉意識を醸成する事業の計画的な実施 ・ 命の大切さや他人を思いやる心を育む人権教育の推進 ・ つながりを大切にし、自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進
市民	・ 家族や仲間で福祉について話し合う機会づくり
地域	・ 福祉意識を取り入れた行事・イベント等の開催 ・ 学校が取り組む福祉学習への協力 ・ 地域課題を話し合う場づくり
各種団体	・ 活動や他団体との連携を通じた会員への福祉学習の推進
社会福祉協議会	・ ボランティア体験学習や福祉講座の充実 ・ 地域福祉活動と連携した実践的な学習プログラムづくり

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが安全かつ円滑に移動でき、また活動の場を広げ、自由な社会参加を活発化するためには、道路や交通安全施設の充実とともに、利用しやすい移動手段を確保することが重要です。

また、「広報こまえ」をはじめとする情報提供にあたっては、高齢者や障がいのある人に配慮した提供が求められます。

これらを踏まえ、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

【具体的な取り組み】

市	• 公共施設のユニバーサルデザイン化の計画的な実施 • 「広報こまえ」やホームページを活用した交通安全意識の普及・啓発 • 超高齢社会を踏まえた運転者歩行者両面からの交通安全教育の推進 • 歩車道段差の改良や視覚障がい者誘導用ブロックの整備など歩行空間のバリアフリー化、交通量の多い交差点等への見やすい標識やメロディ信号機等の設置及び改良への要請 • 文字サイズや背景色の工夫など、ホームページや「広報こまえ」のユニバーサルデザイン化の推進
市民	• 困っている人への積極的な手助け • 視覚障がい者誘導用ブロックへの駐輪や、障がい者等用駐車スペースに駐車しない配慮
商店等	• 視覚や聴覚に障がいがある人に配慮した情報伝達手段の確保 • 放置自転車や商品のはみ出しなど通行妨害の解消、補助犬の受け入れ

(3) 防災・防犯体制の充実

災害発生時に高齢者や障がいのある人はスムーズな対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制を整備することが必要となっています。

一方、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などの犯罪被害を防止するための取り組みも重要となっています。

これらを踏まえ、誰もが安心して暮らせるよう、防災・防犯体制の充実に取り組みます。

【具体的な取り組み】

市	・「広報こまえ」やホームページの活用、各種会合などあらゆる機会をとらえた自主防災の重要性の周知、自主防災組織による活動の活発化促進 ・災害時に正しい情報や支援を得て適切な行動がとれるよう防災知識の普及・啓発 ・災害時要援護者の把握及び自治会や町内会等の地域組織・福祉関係者等と連携した支援体制づくり ・一般の避難所では生活に支障を来たす可能性が高い人（高齢者、障がいのある人、妊婦、乳幼児、病弱な人など）を対象とした福祉避難所の設置 ・福祉施設との連携・協力による寝たきりの高齢者や重度の障がいのある人等の受け入れ体制の確保 ・保健・福祉・医療関係者との連携による避難場所への医療関係者や介護スタッフの派遣など、高齢者や障がいのある人を対象とした避難後のケア体制づくり ・災害時要援護者対策を取り入れた防災訓練の実施など、関係機関による災害時要援護者の避難誘導・救出・救護体制の連携強化 ・地域における犯罪の防止、安全で安心して暮せる地域づくりに向けた防犯活動を行う団体への支援 ・防犯に関する啓発、道路、公園など生活環境の整備促進
---	--

【7 施策の方向】

(つづき)

市民	• 地域で行われる防災訓練や災害ボランティア活動への参加
地域	• 自主防災活動の推進 • 防犯、交通安全活動の推進
各種団体	• 地域の防犯・防災活動、交通安全活動への参加
商店等	• 災害発生時における支援活動への協力
サービス事業者	• 災害発生時における施設や設備を活用した地域への支援、災害時要援護者等の受け入れ体制の確保への協力
社会福祉協議会	• 災害ボランティアセンターの立ち上げや活動に関するマニュアルの整備、訓練等の実施

8 計画の推進方法

(1) 市民福祉推進委員会による進捗状況の管理

基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である「市民福祉推進委員会」において、毎年度計画全体の進捗を確認・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

なお、傍聴のしやすさに配慮した委員会の開催、インターネットを活用したストリーミング中継など、幅広い各層が計画の推進に参画できるよう努めます。

(2) 市民への計画進捗状況の報告

計画の進捗状況については、「広報こまえ」やホームページを活用して市民に周知します。

(3) 庁内及び関係機関との事業や施策の調整

地域福祉は、市民の生活課題や地域課題に直結することでもあるため、庁内の福祉関係部署だけでなく、幅広い部署が関係することになります。また、似たような事業をそれぞれの所管課が実施するよりも、地域福祉の視点で調整を行い、より効果的な事業展開を行っていくことが地域福祉を推進する上で重要となっています。

これらを踏まえ、地域福祉の推進を全庁的な取り組みとするとともに、関係機関との連携による充実したものとするため、庁内の安心安全課、地域活性課、福祉サービス支援室、介護支援課、子育て支援課、指導室、社会福祉協議会、ボランティアセンター、地域包括支援センター等の実務者で構成する「地域福祉推進プロジェクトチーム(仮称)」を設置し、事業や施策の調整を行います。

9 資料

(1) 狛江市市民福祉推進委員会名簿

	氏 名	選出区分
1	土岐 毅	公募による市民・市内在勤者
2	三島 瑞子	公募による市民・市内在勤者
3	徳武 孝	公募による市民・市内在勤者
4	渡邊 順介	公募による市民・市内在勤者
5	米澤 薫	公募による市民・市内在勤者
6	佐藤 宗幸	高齢者・障がい者・児童・社会福祉等の施設並びに団体等の関係者
7	小野 翠	高齢者・障がい者・児童・社会福祉等の施設並びに団体等の関係者
8	若松 博子	高齢者・障がい者・児童・社会福祉等の施設並びに団体等の関係者
9	須崎 武夫	高齢者・障がい者・児童・社会福祉等の施設並びに団体等の関係者
10	秋山 實	保健・医療関係者
11	長谷川 泰	保健・医療関係者
12	田中 修子	保健・医療関係者
13	岩崎 晋也	学識経験者
14	小野 敏明	学識経験者 *平成 24 年 1 月 31 日まで
15	○福川 須美	学識経験者
16	◎宮城 孝	学識経験者
17	濱田 孝	特別委員
18	中川 信子	特別委員
19	平林 浩一	児童青少年部長
20	小泉 一夫	教育部長
21	小林 万佐也	福祉保健部長

◎委員長、○副委員長

(2) 策定経過

平成 23 年

- | | |
|---------|---|
| 5月 18日 | 第1回 市民福祉推進委員会
地域福祉計画の策定について、アンケート調査票案の検討
障害者計画・障害福祉計画の策定について
粕江市福祉基本条例の改正について |
| 6月 28日 | 第2回 市民福祉推進委員会
地域福祉計画の進捗評価
粕江市福祉基本条例改正に向けた基本的考え方の検討 |
| 7月 | 地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施 |
| 8月 24日 | 第3回 市民福祉推進委員会
地域福祉計画策定のためのアンケート調査の結果報告
地域福祉計画策定専門作業部会における検討事項について
粕江市福祉基本条例改正案の検討
第5期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定について |
| 10月 25日 | 第4回 市民福祉推進委員会
地域福祉計画策定に向けた考え方の検討
粕江市福祉基本条例改正案の検討
障害者計画・障害福祉計画中間まとめの検討
第5期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画中間まとめの検討 |
| 11月 | 粕江市福祉基本条例改正案(素案)パブリックコメントの実施
(11月15日～12月13日まで) |
| 12月 21日 | 第5回 市民福祉推進委員会
地域福祉計画とりまとめ案の検討
粕江市福祉基本条例改正案(素案)パブリックコメントの結果について
第5期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画素案の検討 |

【9 資料】

平成 24 年

- 1月 24 日 第6回 市民福祉推進委員会
地域福祉計画素案の検討
障害者計画・障害福祉計画素案の検討
- 2月 第5期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画素案市民説明
会の開催（2月3日、4日）
第5期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画素案パブリック
コメントの実施（2月6日～2月 20 日まで）
地域福祉計画素案、障害者計画・障害福祉計画素案パブリックコメ
ントの実施（2月 15 日～3月 14 日まで）
障害者計画・障害福祉計画素案市民説明会の開催
（2月 19 日、21 日）
- 3月 22 日 第7回 市民福祉推進委員会
各計画素案パブリックコメントの結果について
地域福祉計画案の検討
障害者計画・障害福祉計画案の検討
第5期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画案の検討

登録番号(刊行物番号)

H23-68

狛江市第3次あいとぴあレインボープラン

(狛江市地域福祉計画)

平成24年3月発行

発	行	狛江市
編	集	福祉保健部 福祉サービス支援室
		狛江市和泉本町一丁目1番5号
		電話 03(3430)1111
印	刷	庁内印刷
頒布価格		80円